

# 協会けんぽからのお知らせ

(加入者・事業主の皆様へ)

本年9月から都道府県毎の保険料率に移行します。

協会けんぽ(全国健康保険協会)の健康保険の保険料については、現在、全国一律の保険料率(8.2%)となっていますが、本年9月から都道府県毎の保険料率に移行します。

現行

(全国一律)

8.2%



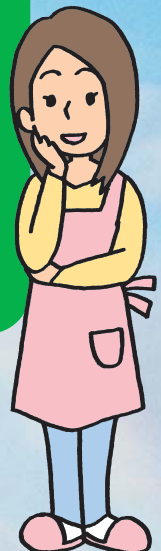
平成  
21年  
9月~

(都道府県毎に設定)

8.15%~  
8.26%

- \* 都道府県毎の保険料率の適用は、9月分の保険料(一般の被保険者は10月納付分、任意継続被保険者は9月納付分)からとなります。
- \* 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険の保険料率(1.19%)が加わります。

都道府県別保険料率においては、都道府県毎の加入者の医療費の違いが保険料率に反映されます。今後、都道府県毎に、加入者の皆様の健康を増進し、疾病の予防を推進していくことが、一層重要となってまいります。協会けんぽでは、保健事業など、地域に密着した保険運営を進めてまいりますので、加入者・事業主の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



全国健康保険協会

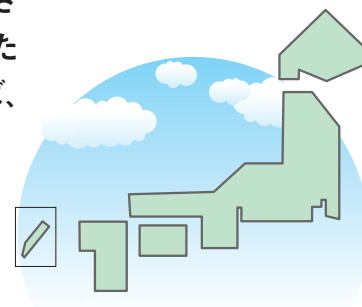
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

# 都道府県毎の保険料率について

## ◎導入の背景と考え方

- 従来の全国一律の保険料率のもとでは疾病の予防等の地域の取組により医療費が低くても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されていました。こうした中で、平成18年度の医療制度改革において、健康保険法が改正され、政府管掌健康保険について、国民健康保険や長寿医療制度と同様に、都道府県単位の財政運営を基本とする改革が行われました。
- 都道府県毎の保険料率は、こうした医療制度改革の一環として導入されたものです。保険料率は都道府県毎の医療費の違いが反映されるため、今後、疾病の予防などにより地域の加入者の医療費が下がれば、その分の保険料を下げる事が可能となる仕組みとなります。
- このため、今後、都道府県毎に、加入者の皆様の健康を増進し、疾病の予防などを推進していくことが一層重要となります。



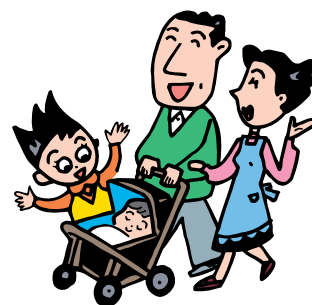
## ◎都道府県毎の保険料率の仕組み

### ◆年齢や所得の違いは都道府県間で調整

- 都道府県毎の保険料率については、中高年齢層の割合が高いなどの年齢構成の違いによる医療費の差や、所得が低い場合保険料率が高くなるなどの所得水準の違いが、そのまま反映されるのではなく、相互扶助や連帯の観点から、こうした違いを都道府県間で調整した上で、保険料率が設定されます。
- 他方、長寿医療制度の支援金等の高齢者医療に係る負担については、全国一律の保険料率として反映されます。  
\* 災害などの特別な事情についても調整を行います。

### ◆激変緩和措置

- 都道府県毎の保険料率への円滑な移行を図るため、平成25年9月までは、都道府県間の保険料率の差を小さくした上で、保険料率を設定することとなっています。平成21年度は、実際の保険料率と全国平均の保険料率（8.2%）の差が1/10に調整されています。



<参考> 都道府県毎の保険料率(平成21年9月分～)

(北海道)8.26%	(青森)8.21%	(岩手)8.18%	(宮城)8.19%	(秋田)8.21%	(山形)8.18%	(福島)8.20%
(茨城)8.18%	(栃木)8.18%	(群馬)8.17%	(埼玉)8.17%	(千葉)8.17%	(東京)8.18%	(神奈川)8.19%
(新潟)8.18%	(富山)8.19%	(石川)8.21%	(福井)8.20%	(山梨)8.17%	(長野)8.15%	(岐阜)8.19%
(静岡)8.17%	(愛知)8.19%	(三重)8.19%	(滋賀)8.18%	(京都)8.19%	(大阪)8.22%	(兵庫)8.20%
(奈良)8.21%	(和歌山)8.21%	(鳥取)8.20%	(島根)8.21%	(岡山)8.22%	(広島)8.22%	(山口)8.22%
(徳島)8.24%	(香川)8.23%	(愛媛)8.19%	(高知)8.21%	(福岡)8.24%	(佐賀)8.25%	(長崎)8.22%
(熊本)8.23%	(大分)8.23%	(宮崎)8.20%	(鹿児島)8.22%	(沖縄)8.20%		

協会けんぽは、加入者や事業主の皆様の保険料を基礎として運営される健康保険であり、健康保険給付や保健事業等を行っております。都道府県毎の保険料率への移行も踏まえ、さらに事業やサービスの充実に取り組んでまいります。

### ◆健康保険給付

療養の給付 病気やけがで必要な医療を受けたときの給付



高額療養費 1か月の医療費の自己負担が限度額を超えた場合に支給

\*入院の場合には、あらかじめ限度額適用認定証の交付の手続きをしていた  
だければ、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

各種手当金 傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金 等

※裏面参照

### ◆保健事業（予防）

健診

生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診項目を含む健診（健診費用の一部補助）を実施しています。

保健指導

健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が面接やグループ学習等により、生活習慣改善のためのサポートを行っています。

\*生活習慣病の予防のため、健診や保健指導をご利用ください。

※裏面参照



### ◆さらに次のような事業を実施します

ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品とは、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められた安価なお薬です。お薬代や保険財政の負担軽減につながります。

情報提供の充実

インターネットを通じてご自身の毎月の医療費等を照会できるサービスを開始しました。（協会ホームページから申込みができます）

パイロット事業

健康づくり、医療費分析、保険給付の適正化等について、モデル的な事業を実施します。



## 健康保険給付について

### <健康保険給付の種類と概要>

療養の給付 (病气やけがの療養を受けたとき)	義務教育就学前の方	窓口負担は2割(医療費の8割を保険給付)	
	70歳未満の方	窓口負担は3割(医療費の7割を保険給付)	
	70歳以上75歳未満の方	窓口負担は1割(医療費の9割を保険給付)※現役並み所得者の方:窓口負担3割(7割を保険給付)	
高額療養費 (1か月の医療費の自己負担が限度額を超えたとき、超えた額を支給)	【70歳未満の方の自己負担限度額】		
	上位所得者	150,000円+{(医療費-500,000円)×1%}	
	一般	80,100円+{(医療費-267,000円)×1%}	
	低所得者	35,400円	
※上位所得者:標準報酬月額53万円以上の方、低所得者:被保険者が住民税非課税等の場合			
【70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額】			
区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+{(医療費-267,000円)×1%}	
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	
※現役並み所得者:標準報酬月額28万円以上の方 ※低所得者Ⅱ:被保険者が住民税非課税等の場合、低所得者Ⅰ:世帯全体が住民税の課税対象となる所得がない等の場合			
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき、超えた額を支給(平成21年8月から手続きの受付開始)		
その他の療養費等	入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費		
傷病手当金	療養のため仕事を休み報酬を受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を欠勤4日目から1年6か月の範囲で支給	
出産育児一時金	出産したとき	1児につき38万円(平成21年10月から42万円)を支給※1	
出産手当金	出産のため仕事を休み報酬を受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を出産の日以前42日(多胎妊娠は98日)、出産の日後56日間支給	
埋葬料(費)	死亡したとき	5万円の範囲内で支給	

※1 妊娠22週未満又は産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は35万円(平成21年10月から39万円)となります。  
 ※2 傷病手当金、出産手当金については、被扶養者及び任意継続被保険者には支給されません。

**①申請等は郵送でも受け付けています。郵送による手続きにご協力ください。**

(申請書は協会ホームページから入手できます)

## 保健事業について

### ◆被保険者(加入者ご本人)の方の生活習慣病予防健診

	主な検査内容	対象者	費用負担	手続
一般健診	問診、触診、身体計測、視力・聴力測定、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液一般検査、血糖検査、尿酸検査、血液脂質検査、肝機能検査、胸部・胃部レントゲン検査、心電図検査など	40歳以上75歳未満の方又は35歳以上40歳未満の方で生活習慣改善指導を受けることを希望する方	健診費用総額(上限18,007円)のうち38%(上限6,843円)が加入者ご本人の負担となります	お勤め先を通じて支部へ申込みます(任意継続被保険者の方は、支部へ直接、申込みます)

※一般健診のほかに、付加健診、乳がん検診、子宮がん検診の種類があります。

### ◆被扶養者(ご家族)の方の特定健康診査(特定健診)

特定健診	(基本健診)問診、身体計測、血圧測定、尿検査、肝機能検査、血液脂質検査、血糖検査 (医師の判断により貧血検査、眼底検査、心電図検査を実施)	40歳以上75歳未満の方	健診費用総額のうち5,400円を超える額がご家族の負担となります(基本健診)	被保険者(加入者ご本人)のお勤め先を通じて支部へ申込みます(任意継続被保険者の方は、支部へ直接、申込みます)
------	--	--------------	--	--

### ◆保健指導

- 被保険者(加入者ご本人)の方には、協会の保健師が職場等にお伺いして、保健指導を行っています。お申し込みはお勤め先から各支部までお願いします。
- 被扶養者(ご家族)の方には、健診結果に基づき、保健指導の対象となる方に利用券をお送りします。

※ご利用できる健診機関や保健指導機関は携帯電話から検索できます  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/mob/>



お問い合わせはこちらまで

全国健康保険協会 本部

〒102-8575

千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル

TEL03-5212-8211 (代表)